



第 18 号

石田 郁雄
KCCN 理事
司法書士

成年後見制度の概要と実情について

2000年に民法が改正され、成年後見制度が制定されてから15年たちました。成年後見制度の利用件数も年々増加し、いろいろな事例が蓄積されてきています。ここでは、成年後見制度の概要と実情などについて述べたいと思います。

成年後見制度とは、「判断能力が落ちてきた方（以下、本人と呼びます）に対して、サポートする人（以下、後見人等と呼びます）が選ばれ、サポートしていく制度」です。あくまで判断能力のサポートをするもので、判断能力に問題なければ身体の不自由な方は利用できません。

成年後見制度には大きく分けて2種類があります。1、判断能力が落ちてきた後に家庭裁判所に申し立ててサポートする人（本人の判断能力の状態が軽度・中度・重度の順に、補助人・保佐人・成年後見人のいずれか）が選ばれる「法定後見制度」と、2、本人が元気なうちに将来、サポートする人を選んで契約（公正証書による）しておく「任意後見制度」です。

2014年の最高裁家庭局の統計によりますと、成年後見の年間申立件数約33600件のうち、約98%が法定後見制度、約2%が任意後見制度の利用となっています（注：任意後見制度については任意後見監督人選任件数）。法定後見制度利用の内訳として、約4%が補助人、約14%が保佐人、約82%が成年後見人の選任です。

後見人等に選任されるには特に資格が必要なわけではなく、親族でも選任されることが可能です。法定後見制度の場合、家庭裁判所への成年後見の申立時に特定の親族を候補者として記入しておくことで、その方を後見人等に選任してもらうことができますが、本人とその親族に利益が相反する場合や、親族が成年後見人に就任することがふさわしくないと家庭裁判所が判断した場合は選任されないことがあります。その場合、各種専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が選任されることになるので、申立の際は注意が必要です。前述の統計によると、親族が選任されたものが約35%、各種専門職が選任されたものが約65%となっています。各種専門職が選任される割合は増加傾向にあります。

最近では後見人等の不正防止の観点から、本人の預金が多額の場合（京都家裁では1200万円以上、東京家裁では500万円以上など、地域により違いがあります）は、一定金額を

信託銀行に預けておく「後見制度支援信託」の利用を求められるケースが増えています。信託銀行に預けたお金は家庭裁判所の指示がないと引き出すことができません。その他、親族が後見人等に選任されても、さらに各種専門職が監督人（または後見人）に就くケースもあります。

親族ではなく、各種専門職が後見人等に就任した場合、その専門職の能力が発揮されることとなります。相続で争いになっている事案で弁護士の先生に就任してもらえれば、遺産分割の対応や裁判手続をしてもらうこととなりますし、不動産の相続登記手続が必要な場合、司法書士が就任すれば、登記申請をしてもらえる、などのメリットがあります。

後見人等には報酬の付与が認められ、家庭裁判所が決定した金額が本人の財産の中から支払われることとなります。親族が就任した場合、報酬付与の申立をしなければ報酬は不要ですが、各種専門職が就任した場合は原則的に報酬の支払いが必要となります。

一番事例の多い成年後見人に関して述べますと（つまり、補助人・保佐人・任意後見人でなく）成年後見人の業務は、「財産管理業務」と「身上監護業務」です。前者は預金や現金、不動産等の管理、後者は本人の身体的状況を見極めて適切な対処をする（施設への入所、病院への入院等）こととなります（介護をするわけではありません）。また本人のための契約は成年後見人が本人に代わって行う必要があるので、成年後見人の関与なく本人が行った契約は取り消すことができます（悪質商法被害の予防に有効）。

成年後見人が就任すると、本人の財産は、あくまで本人のためだけに使われることとなります。それ以前には、本人の財産を家族で消費することがあったとしても、成年後見人就任後は原則的に認められなくなります。本人の財産状況については定期的に家庭裁判所へ報告する義務があり、不適切な支出などがあれば是正を求められます。

本人の判断能力が落ちてきたからといって、必ず成年後見制度を利用しなければならないわけではなく、何かの必要に迫られてこの制度を利用することとなる場合がほとんどです。前述の統計によると、制度利用の理由として最も多いのが「預貯金等の管理・解約」で、以下、「介護保険契約（施設入所等）」「不動産の処分」「相続手続」「身上監護」となっています。金融機関の手続きでは本人確認や意思確認が求められるので、本人の意思が確認できない場合、成年後見制度の利用を要求されることが増えてきています。

後見人等は、一度就任すると、基本的に本人が亡くなるまで業務をし続けます。選任の理由となった事由（例えば、施設への入所契約）が終了した後もずっと業務をし続ける必要があることを、特に親族が後見人等に就任する際には知っておく必要があります。

以上のとおり、成年後見制度には利用するメリットのほか、利用する前提として知っておくべきこともありますので、ご本人の事情に合わせて利用することが重要と考えます。

(2015年6月)